

3—4 経営健全化支援資金（物価高対策）

(1) 貸付対象者

ア 急激な物価高の影響を受け、最近2か月の売上高が前年同期に比べ8%以上減少しており、かつその後1か月を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて8%以上減少すると見込まれる者

イ 急激な物価高の影響を受け、最近2か月の収益性^{※1}が前年同期に比べ5ポイント以上減少しており、かつその後1か月を含む3か月間の収益性^{※1}が前年同期と比べて5ポイント以上減少すると見込まれる者

※1 収益性＝売上高営業利益率（営業利益÷売上高）

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 6,000 万円 運転資金 8,000 万円
貸付利率	前記(1)貸付対象者アのうち、 ・最近2か月の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 ・その後1か月間を含む3か月間の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 のいずれかが8～15%未満の場合
	年1. 4%
	前記(1)貸付対象者アのうち、 ・最近2か月の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 ・その後1か月間を含む3か月間の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 の両方が15%以上の場合又は貸付対象者イの場合
	年1. 3%
貸付期間 ※2	設備資金 10 年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7 年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資あっせん申込書（様式第 1 号）	
② 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後 6 か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）	
③ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）	
④ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
⑤ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類	
⑥ 経営向上計画書（様式第 14 号の 2）	
⑦ 売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し	
イ 設備資金の場合	
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限り）	
⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限り）	
⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図	
ウ 提出部数	
4 部（なお、②、③は市町村及び県あて 2 部。⑤は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

前記（1）貸付対象者の「最近 2 か月」については、直近 3 か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及び、その前の 1 か月分の売上高の合計又は当該期間の売上高及び売上高営業利益にて比較を行うこと。

イ 資金使途

同資金において借換を含む利用は不可とする。